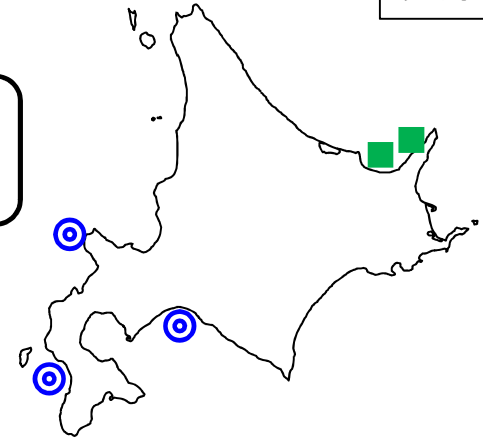


## (2) 船釣りライセンス制について

海区漁業調整委員会の指示により、海域を指定しサケ・マス釣りを禁止し、ライセンスを受けた者に限り、一定条件の下で釣りができるようにする制度



### <◎サクラマス>

#### 胆振海域

開始年度：平成12年度  
実施時期：12月15日～翌年3月15日  
実施海域：鷗川町～室蘭市沖合5マイル線以遠の第27号第二種共同漁業権漁場区域

#### 後志海域

開始年度：平成15年度  
実施時期：3月1日～5月15日  
実施海域：後志総合振興局管内地先海域（第二種共同漁業権漁場区域）

#### 檜山海域

開始年度：平成16年度  
実施時期：1月10日～5月21日  
実施海域：檜山振興局管内地先海域（第二種共同漁業権漁場区域）

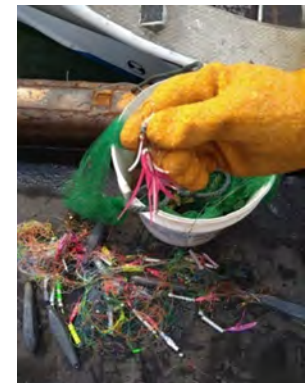
### <■サケ>

#### ウトロ海域

開始年度：平成元年度  
実施時期：9月1日～9月25日  
実施海域：斜里町ウトロ地先海域

#### 網走・斜里海域

開始年度：令和4年度  
実施時期：9月1日～9月30日  
実施海域：網走市、斜里町沖合海域



(漁具に絡まる釣り針や錘)



(密集する遊漁船・PB)

## 網走・斜里海域を開始した背景

- 遊漁船・PBが集中し、漁具被害が多発したことや海難事故の発生を懸念。
- ミニボートの利用が多い沿岸域は、定置網等多数の漁具が設置されている他、漁船等の航行も多く、令和3年11月には死亡事故が発生。
- 近年、秋さけ資源が減少、持続的利用に懸念。



地域の漁業者と遊漁者との話し合いを重ね、近隣のウトロ海域と同様にライセンス制を導入することで、海域利用のルール化で合意。

## ○船釣りライセンス制の遵守事項

### ライセンス取得者の遵守事項

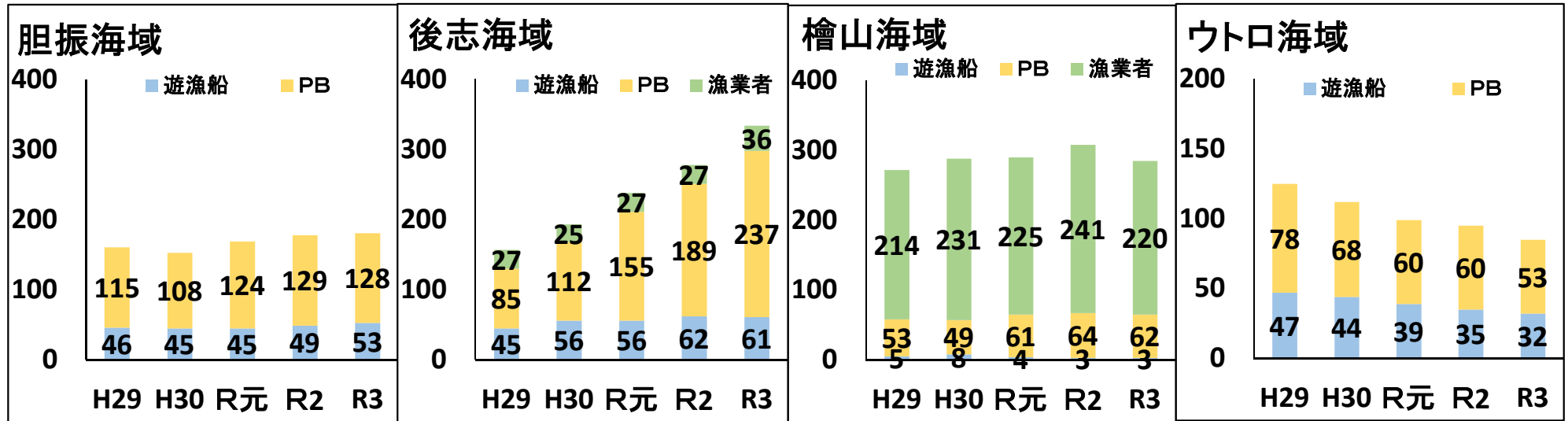
- ①ライセンス証の備え置き
- ②章旗の掲揚
- ③遊漁者への遵守事項の周知
- ④漁具被害の未然防止
- ⑤釣果の報告
- ⑥委員会に対する調査の協力

### 遊漁者の遵守事項

- ①ライセンス取得船への乗船
- ②漁具・漁法の制限【竿数は一人1本】
- ③釣果尾数の制限
- ④釣果報告
- ⑤漁具被害の未然防止
- ⑥放流、販売、廃棄の制限又は禁止
- ⑦委員会に対する調査の協力

# 各年度の船釣りライセンス制の実施状況

＜ライセンス取得状況 単位：隻＞



＜釣獲尾数 単位：尾＞

